

## 「障害者総合福祉法（仮称）」の制定を求める意見書

平成24年6月20日、これまでの障害者自立支援法に代わる新たな障害福祉法制として、「障害者総合支援法」が成立した。

障害者総合支援法では、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」を基本理念として明記するとともに、重度訪問介護サービスの対象を拡大するなど、評価される面はある。

障害者に係る制度改正にあたっては、国において「障害者制度改革推進会議」が平成22年1月に設置され、この推進会議の下に意見集約を図る「障害者制度改革推進会議総合福祉部会」が同年4月に設けられた。

総合福祉部会においては、国連の障害者権利条約及び障害者自立支援法訴訟団との基本合意文書を前提として議論が行われ、平成23年8月に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（骨格提言）」がまとめられた。

骨格提言では、障害のない市民との平等と公平、谷間や空白の解消、格差の是正など6つの目標を新制度に求め、支援の対象となる障害者の範囲や利用者負担の考え方、地域間格差是正のための国の責務などが提言項目として示されている。

しかしながら、今回成立した障害者総合支援法においては、一部の提言項目が反映されつつも、検討規定として、法の施行後3年を目途として検討するものとされた事項がある。

障害の種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障害者みずからが選んだ地域で親亡き後も自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や骨格提言に沿った「障害者総合福祉法」（仮称）を着実かつ速やかに立法化する必要がある。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し、障害者総合福祉法の確実な成立・施行を求め、次の事項を実現するよう強く要望する。

### 記

1. 「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」に基づき、新たな「障害者総合福祉法」（仮称）を制定すること。
2. 「障害者総合福祉法」（仮称）の施行に当たっては、制度を円滑に進めるための、地方自治体の財源の確保について十分配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月12日

議長 名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

} あて